

第4章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 大洲市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

現在、本市において指定または登録が行われている文化財は、国指定7件、国登録10件、県指定35件、市指定187件の計239件である。これらのうち、主要なものについては、「第1章 5. 指定文化財の名称と種別、分布状況」で紹介したとおりである。

文化財の保存と活用に関する日常的な管理は、文化財所有者または管理者が行うことを原則としているが、その大半は個人の所有者等によって行われているのが実情である。今後、文化財が有する本質的な価値を後世に継承していくためにも、適切な維持管理が必要であり、その経費が所有者にとって大きな負担とならないよう支援事業等の検討を行う。

現在、文化財保護法、愛媛県文化財保護条例、大洲市文化財保護条例の法令に基づきながら、文化財の適正な保存・活用に努めているが、文化財をより適切に保存・活用していくためには、指定文化財等に関する保存管理計画を作成し、明確な保存管理の指針を示しながら適切な保存・活用を図っていくことが有効である。現段階では、市内の文化財において保存管理計画が策定されていないのが実情であるため、必要に応じて随時計画を策定することとする。

文化財の活用について、特に文化財建造物は、市が所有しているものについては原則公開を行っているが、中には建築基準法の関係から外部のみの公開にとどまっているものもあり、今後、整備の状況に応じた公開方法などの工夫が必要である。個人所有等の文化財についても、所有者の理解を仰ぎながら公開活用を高められるように努める。

無形の文化財については、指定・未指定にかかわらず、多くの団体で後継者不足が問題となっており、その活動に対する支援事業を行い保護・育成に努めてきた。しかし、担い手の高齢化と後継者不足に歯止めがきかず、存続が危ぶまれる団体も見られるのが現状であることから、引き続き支援事業を行うとともに、普及や啓発による後継者育成への協力のほか、映像記録による記録保存の推進にも努める。

未指定の文化財については、現況調査のもと緊急性や重要性を踏まえ市指定に向けた取り組みを行っているが、今後も継続して行っていく。

(2) 文化財の修理に関する方針

文化財の修理は、損傷が進まないうちに行うことが望ましいため、可能な限り現況把握に努め、修理が必要と認められた場合には、速やかに修理を実施することとする。指定文化財の修理は、原則として所有者からの申請によるものとするが、所有者が気づかない場合もあるため、申請がない場合でも適宜観察を行い、早期に対応できるよう努める。

近年では、平成 20 年度に国の登録有形文化財旧加藤家住宅主屋、平成 21 年度に重要文化財大洲城苧綿櫓・三の丸南隅櫓、平成 22 年度に国の登録有形文化財末永家住宅旧主屋・百帖座敷の修繕を行っており、また、平成 22 年度からは重要文化財如法寺仏殿の半解体修理工事を実施している。

修理にあたっては、事前の調査や既存の資料に基づき適正な修理を行う。また、その基となる法令・条例に即した現状変更申請等の手続きを適切に行うとともに、国、県、大洲市文化財保護審議委員会等の関係機関の指導と助言を得ながら実施しており、今後も老朽化が進む文化財建造物については、所有者・管理者と十分に協議しながら維持補修工事や大規模修理工事を実施する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の保存・活用を図る上で、文化財の有する価値を広く公開することが重要であり、こうした施設として博物館・資料館が挙げられる。

本市の歴史や文化遺産を紹介する博物館・資料館としては、大洲市立博物館、大洲市立肱川風の博物館・歌麿館及び大洲市河辺歴史民俗資料館がある。

大洲市立博物館は、大洲地域の肱北地区にあり、総合博物館として大洲地域の歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等の資料の展示を行っている。収蔵資料を用いた常設展示のほか、企画展や市内児童の作品展等を年数回に分け開催しているほか、ふるさと見聞講座や自然科学教室、歴史文化教室といった市民や児童向けの学習講座による普及活動なども行っている。また、民具を中心とした民俗資料や、写真資料等のデータベース化も進めており、今後は利用者への迅速な情報提供と積極的なレファレンスサービスに努める。

肱川地域にある大洲市立肱川風の博物館では、「心に風を」をテーマに、風を糸口とした地域の自然、伝統、文化、産業などの情報を集積し、広く発信している。また、併設している歌麿館では、昭和 51 年(1976)に発見された江戸の浮世絵師・喜多川歌麿の「狐釣之図」の版木を展示しているほか、浮世絵の製作過程など様々な観点から浮世絵や版画の世界について紹介している。さらに、版画教室などの普及活動も開催しており、今後は風、浮世

絵、版画の魅力について積極的な情報発信に努める。

河辺地域にある大洲市河辺歴史民俗資料館では、明治時代に当地方で盛んだった木蟬づくりや林業関連の道具を中心とした民俗資料を収蔵・展示している。今後も引き続き、地域学習の拠点としての活用を図っていく。

その他に、平成 21 年(2009)に開設した大洲市埋蔵文化財センターが肱南地区にあり、埋蔵文化財の資料収集や調査研究を行うとともに、出土遺物の展示公開なども行っている。今後は埋蔵文化財を用いた体験学習などの普及活動に努める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財が集中して存在する市街地などにおいては、その周辺環境についても、適切な保全と整備を行っていく。

大洲市では、平成 21 年(2009)7 月に「大洲市景観条例」を施行し、まず第一段階として、文化財が数多く集積している肱南地区を中心としたエリアを景観計画区域に設定している。この区域においては、建築行為等に規制を設け、地域の歴史的背景に配慮した景観形成を目指している。

さらに、明治・大正・昭和時代の建物が集中して残存するこの肱南地区においては、伝統的建造物群保存地区としての都市計画決定を検討し、面的な保全を図ることとする。

今後も、文化財保護担当部局とまちづくり担当部局の連携が不可欠であり、それらの連携を強化する体制として庁内に横断的な組織を設置し、周辺環境の向上を図るべく諸施策の検討・実施を行う。

(5) 文化財の防災に関する方針

指定・登録を行っている文化財建造物の多くは木造であり、火災に対して脆弱であることから、定期的な巡回や啓発などにより火災の予防に努める必要がある。そのため、文化財防火デーに併せて防火訓練を実施しているほか、消防署とともに文化財建造物の立入り検査を実施し、火災報知機や消防設備の確認とともに、火災報知機未設置の建造物に対しては所有者に改善するよう指導している。

また、防犯については、近年仏像等の盗難事件が発生していることから、文化財所有者に注意喚起の文書を発送し、盗難防止の意識高揚を図っている。

今後も文化財所有者、市関係各課、消防機関などの関係機関と連携を図り、防災体制の確立に努めるとともに、盗難などの防犯対策についても警備センサー等の防犯機器設置の指導に努める。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

すべての指定文化財について説明板の設置を進めており、一方で老朽化した木製標柱などについてはスチール製説明板への転換を図っている。

市民への文化財に対する普及・啓発については、大洲市のホームページに文化財の一覧を掲載し、主要なものについては写真と説明文で分かりやすく紹介しているほか、市の広報には指定文化財の紹介コーナーを設けて毎号掲載している。また、埋蔵文化財発掘調査の現地説明会を開催しているほか、生涯学習講座や地域の学習会等に講師を派遣するなど、文化財に対する市民意識の向上に努めている。

今後は、史跡巡りや文化財見学会、また、インターネットによる情報発信を積極的に展開するとともに、現在不足がちな文化財マップやガイドブックの作成を推進することにより、市民の文化財に対する親しみをもってもらい、身近なものと感じてもらえるよう努める。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

現在、市内には142箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。時代は中世以前に属するものが大部分を占めるが、近世についても「大洲城跡」、「新谷藩陣屋跡」など本市の歴史にとって重要なものについては対象としている。

開発等を計画する事業者には、まず開発予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かの照会をしてもらうよう協力を求めている。開発地が包蔵地に該当する場合には、事前協議により可能な限り包蔵地を避けるように指導を行うが、やむを得ず包蔵地内での開発を行う場合は事前に試掘・確認調査を行い、その結果を踏まえて愛媛県教育委員会の指示・勧告により、記録保存のための発掘調査等を行っている。

また、開発地が周知の埋蔵文化財に隣接している場合においても、包蔵地の拡がりを考慮し、必要に応じて試掘・確認調査を実施している。さらに、開発地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していなくとも、大規模開発の場合や、埋蔵文化財の存在する可能性が考えられる場合には、事前の踏査や、試掘・確認調査などの必要性を事業者と協議し、開発中の不時発見が生じることがないように努めている。

こうした埋蔵文化財包蔵地の把握については、包蔵地台帳を基本としているが、包蔵地の変更や増補といった台帳の更新は不可欠であり、今後、より

精度の高い台帳整備を図る。

また、埋蔵文化財包蔵地に対する照会件数は増加しており、事業者の埋蔵文化財への認識は深まっていると考えられるが、普及・啓発活動を通じて一層の周知徹底を図り、開発中の不時発見を回避するとともに、未発見の埋蔵文化財に対する保護にも万全を期すこととする。

(8) 文化財の保存・活用に係る大洲市教育委員会の体制と今後の方針

本市では、文化財の保護行政全般を教育委員会文化スポーツ課内の文化振興係が担当している。現在、文化振興係には係長（学芸員）2名と学芸員1名が配置され、うち2名は埋蔵文化財を担当している。また、大洲市立博物館にも学芸員が1名配置され、資料や史料の収集や展示、保管、調査研究を担当している。市町村合併により市域が拡大し、文化財の類型が多岐にわたるとともに、指定文化財の件数や発掘調査業務量が増加しているため、今後は専門職員の増員によるさらなる体制整備に努める。

また、文化財の指定・解除などの重要事項を審議する諮問機関として、大洲市文化財保護審議委員会を設置している。文化財保護審議委員は、歴史・美術・郷土史・建造物・植物・自然などの学識者からなる10名で構成されており、文化財の保存・活用にに関する指導や助言を得ている。また、文化財保護審議委員会での検討が困難な分野については、検討委員会や専門委員会の立ち上げや、個別に大学教授等の専門家の指導を仰ぐなどして対応している。今後も、以上のような体制の下、適切な指導・助言を受けながら文化財保護行政を推進していく。

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存活用に関わっている団体としては、伝統芸能・民俗などの無形の文化財ごとに組織されている保存会や、大洲史談会、赤煉瓦倶楽部おおず、柳沢げんじぼたる保存会、長浜歴史遺産保存会、河辺浪漫八橋保存会、河辺坂本龍馬脱藩の道保存会などがある。その活動は、講演会、体験教室、研究会、文化財イベント、文化財巡り、文化財清掃など、多種多様な活動を展開している。

こうした団体の多くは、地元の公民館や自治会などの地域コミュニティが主体となって活動しており、市の全域に会員を有して活動する団体は少ないため、活動に必要な情報の提供や、団体間の相互連携の調整等、これら団体の活動を支援する方策を検討し、官民協働による活動を展開するよう努め

る。

また、後継者不足が深刻な伝統芸能・民俗文化財等の保存会に対しては、今後も市の郷土芸能保存会補助事業による補助を継続して行い、団体の活動や後継者育成の支援を図っていく。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域の「大洲城下町」内には、国指定の重要文化財が4件、国の登録有形文化財が1件、県指定の建造物(1)・史跡(3)・天然記念物(2)・無形文化財(1)が計7件、市指定の建造物(3)・史跡(9)・名勝(2)・天然記念物(3)が計17件、合計29件の文化財が所在している。

これらの文化財については、歴史的風致を構成する重要な要素であることから、適切な保存と管理を行うとともに、これらの価値を十分に活かした活用方策についても積極的に検討・実施していく。

国指定の重要文化財は、大洲城の4つの櫓、如法寺仏殿、臥龍山荘であり、そのうち大洲城の4つの櫓（高欄櫓、台所櫓、三の丸南隅櫓、苧綿櫓）については、近年外観を中心とした修理が実施されており、如法寺仏殿についても平成22年度から半解体修理が実施されている。今後も、国、県の財政的、技術的支援を受けながら適宜保存修理を実施していく。

県指定史跡の大洲城跡については、重点区域の中核をなす文化財であることから、石垣を中心とした修理のほか、公園としての整備を実施する。整備にあたっては、県史跡としての本質的価値を損なうことがないように、関係機関の十分な指導・助言のもと適切な保存と管理を図る。さらに、県史跡の範囲外において城郭遺構が遺存し、史跡の価値が明らかになった部分については、指定範囲の拡大を図る。

県指定無形文化財の大洲神伝流泳法については、主馬神伝流保存会を中心に夏場には夏期水泳学校を、冬場には寒中水泳を肱川で開催するなど、その普及と後継者の育成に努めている。また、近年では映像記録を作成して後継者育成のための教本として活用するなど、正確な泳法技術の保存継承に努めている。今後も、こうした保存会の活動に対して財政的な支援を行う。

その他の文化財については、文化財保護法、愛媛県文化財保護条例、大洲市文化財保護条例の規定に基づき、文化財の適正な保存・活用に努める。

未指定の文化財については、市域全体の現況調査のなかで緊急性や重要性を踏まえながら、一定の価値が認められるものについては、随時市の文化財として指定を図る。併行して、歴史的価値の高い建造物については登録有形

文化財への登録についても検討する。

また、明治・大正・昭和時代の建物が集中して残存する町並みについては、伝統的建造物群保存対策調査を実施するなかで、保存すべき範囲と箇所を明確にして保存計画の作成に努める。(伝統的建造物群保存対策調査 平成 29～30 年度)

この町並みを構成する古民家は、時代の流れによるライフスタイルの変化に適合できず、空き家となるものが急増していることから、それら建築物の外観と室内空間の良さを残しながら、耐震補強等による安全性を確保する手法の紹介・提案について、民間事業としての取り組みを支援していく。(古民家再生モデル事業 平成 25 年度～)

(2) 文化財の修理に関する具体的な計画

文化財の修理にあたっては、十分な事前調査を行い、関係法令・条例に基づく適切な修理・整備を行っていく。また、その際には、関係機関と連携し、専門的な指導・助言を得て進めていく。

① 県指定史跡「大洲城跡」

市では、平成 10 年(1998)に「県指定史跡大洲城跡保存整備計画」を策定している。その計画に基づき、平成 16 年(2004)に木造による大洲城天守(4 層 4 階)を復元し、現存の台所櫓(重文)及び高欄櫓(重文)に接続する形で、連結式天守を甦らせた。その復元に合わせて、平成 14 年(2002)に当該史跡を中心とした約 4.0ha を都市計画公園として計画決定し、翌年度から城郭としての歴史的な環境を有する公園として整備を進めているところである。現在、当該史跡範囲内の石垣には、所々において孕み出しやズレが見られ、崩壊の危険性が高まっているものがあるため、計画的に修理を行っていく。石垣の修理においては発掘調査を基本として、石垣構築方法等の精緻な記録化に努めるとともに、確認された内容を基に本来の石垣に忠実な積み直しを実施する。実施にあたっては、石垣修理専門委員会を設置し、専門家から指導・助言を得ながら各作業を進めていく。(城山公園整備事業 平成 24～31 年度)

② 県指定文化財「大洲城下台所」

平成 23 年(2011)6 月の集中豪雨により、漆喰壁の一部剥落や屋根の雨漏りなどの損傷が生じたことから、今後、修理方針を検討し適切な修理を実施する。修理にあたっては、愛媛県教育委員会に助言を求め、必要に応じて専

門家からの指導を得ながら作業を進めていく。(愛媛県指定有形文化財大洲城下台所保存修理事業 平成 24～26 年度)

③ 重要文化財「如法寺仏殿」

本瓦葺の屋根は、雨漏りや一部の崩落による著しい損傷が見られたことから、平成 22 年度より文化庁の国庫補助事業による半解体修理を開始している。事業は平成 25 年度までの 4 ヶ年の予定で進められており、文化庁、愛媛県教育委員会の指導の下、修理方針を検討しながら適切な修理を実施している。今後、仏殿修理後の防災対策として、消防設備設置等の防災事業の取り組みについても検討していく。(重要文化財如法寺仏殿保存修理事業 平成 22～26 年度)

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

現時点で重点区域内には、文化財の展示・紹介を行う適当な規模の資料館等がない状況である。このことから、当該区域内に歴史資料館を建設し、文化財の展示・紹介を行い、保存と活用を図る。また外観についても、周辺的环境に十分配慮した建築物とする。(歴史資料館整備事業 平成 32～33 年度)

また、重点区域内に所在する大洲市埋蔵文化財センターの積極的な有効活用を図り、埋蔵文化財を用いた体験学習などの普及活動に努める。

また、文化財の案内・説明板等のサイン整備について、老朽化しているものの改修や不足している箇所への新設を行い、文化財への理解向上を図る。整備にあたっては、色調やデザインにおいて統一性と質の向上に努める。(説明・案内看板設置事業 平成 25～26 年度)

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

当該重点区域は、大洲市景観計画区域とほぼ同じ区域であるため、景観条例による規制 (P111～P118 参照) に基づき、文化財の周辺環境の保全を図っていく。

重点区域内には、明治・大正・昭和時代の建物が数多く残存しており、白壁やなまこ壁の土蔵のほか、江戸時代の町家の形態を引き継ぐ軒が低く切妻平入造の伝統的な建物と、煉瓦造りなどの西洋的な建物が混在して見られる。

こうした歴史的な建物が集中して残存するおはなはん通り周辺地区については、これまで個人が行う建築物の新築・改築などの外観整備に係る費用に対して市が支援を行ってきたが、引続き財政支援を行いながら歴史的な町

並みの景観を保全するよう努める。(民間建築物ファサード整備費補助事業
平成 23 年度～)

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の文化財の防災については、各地域の自主防災組織の育成を図るとともに、火災予防の啓発、消火訓練などを通じ、火災発生を未然に防ぐ取り組みに努める。さらに、今後も文化財防火デーに併せた防火訓練や消防署の立入り検査などを実施し、所有者だけでなく周辺住民の文化財の防災に対する意識向上を図る。

現在、修理工事を実施している重要文化財如法寺仏殿については、国庫補助事業による消防設備等の設置を検討する。今後、如法寺、消防機関、市教育委員会が連携した消防計画を立て、定期的な消火訓練などを実施していくなかで防災意識の高揚を図る。

また、防犯については、警備センサー等の防犯機器設置についての指導を、引き続き文化財所有者に対し行う。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域は大洲市の中心の市街地に位置し、所在する文化財は本市を代表する歴史遺産であり、重要な観光資源となっていることから、観光パンフレット等で積極的に紹介するほか、これまでと同様に市のホームページ等で情報発信を行い、文化財の普及・啓発に努める。

また、重点区域内に所在する文化財をテーマとした学習講座や展示会、発掘調査の現地説明会や文化財建造物修理現場説明会などを積極的に開催することにより、市民が身近に文化財を感じられる機会の提供に努める。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地については、他の埋蔵文化財包蔵地同様、現状保存を基本とし、やむを得ず遺跡内に開発が計画された場合には関係法令に基づき、発掘調査を実施するほか、必要に応じた保護措置を図る。近世遺構についても、本市の歴史にとって重要なものについては同様の保護措置を図る。

また、重点区域内にある「大洲城跡」については、内堀より内側のみしか包蔵地として扱われておらず、内堀より外側の三の丸や城下町については、数箇所が包蔵地として点在しているに過ぎないのが現状である。そのため、新たな包蔵地の把握に努めるとともに、遺跡が確認された場合には包蔵地台

帳への記載を進め、台帳の更新を図る。

なお、重点区域内での整備にあたっては、事前に試掘調査を実施し、遺構が存在する場合には、遺構の保存を考慮した整備計画に努める。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内の大洲城跡、おはなはん通りを中心とした町並みでは「まちの駅あさもや」に所属する観光案内人がガイドを行っている。また、おおず赤煉瓦館の活用として、赤煉瓦倶楽部おおずが「レンガのある風景」はがきコンクールを開催して、煉瓦建築の魅力を発信している。また、臥龍山荘や大洲城跡などの文化財を舞台として、まちづくり団体（オオズの魔法使い）がキャンドルアートで夜を彩るイベントなどを開催している。

このような文化財の保存・活用に関わる各種団体について、活動への助成、活動に必要な情報の提供、団体間の相互連携の調整等の支援を行い、官民協働による活動を展開するように努める。

また、主馬神伝流保存会などの無形文化財・伝統芸能等の保存会に対しては、団体の活動や後継者育成のための支援を図る。（郷土芸能保存会補助金事業 平成 17 年度～）

また、八幡神社の御神幸行列をはじめとする地元住民等が中心となったまちづくり活動に対して支援を行い、住民と外来者との交流を促進することで、大洲城跡や歴史的な町並みと一体となった賑わいを創出する。（肱南地区まちづくり活動支援事業 平成 24～29 年度）